

農

行政
部文部省
往復標

總八五五號

行政部第395号

十九年
八月

農

農

本初子午線及ヒ計時法之儀ニ付稟議
去明治十七年米國ニ於テ開設シタル本初子午線
及計時法萬國公會ヘ本邦委員トシテ被差遣候理
科大學教授菊池大麓ヨリ同公會次議ニ關スル意見
書善出候ニ付先般認可ヲ經テ内務、陸軍、海軍、文部、
農商務、遞信ノ六省間ニ委員ヲ設ケ該意見書審査
セシメ候處今般別紙之通該委員ヨリ申報有之候
右決議申報之次第ハ適當ト相認メ候ニ付公布相
成度勅令案相添以段乞閣議候也

明治十九年七月二日

通信大臣覆本武揚

農商務大臣伯爵西卿從道

文部大臣 森有禮

文書

海軍大臣伯爵西卿從道

陸軍大臣伯爵大山巖

内務大臣伯爵山縣有明

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

朕本初子午線經度計算方及標準時ノ
件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治十九年七月十二日 内閣總理大臣

六省 大臣

勅令第二號

一 英國グリニッヂ天文臺子午儀ノ中心ヲ経過
スル子午線ヲ以テ経度ノ本初子午線トス
一 経度ハ本初子午線ヨリ起算シ東西各百八
十度ニ至リ東經ヲ正トシ西經ヲ負トス
東經百三十五度ノ子午線ノ時ヲ以テ全國

付

文部大臣 森有禮

海軍大臣伯爵西郷從道

陸軍大臣伯爵大山巖

内務大臣伯爵山縣有明

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

朕本初子午線經度計算方及標準時ノ
件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治十九年七月十二日

内閣總理大臣
六省大臣

勅令第二號

一 英國グリニッヂ天文臺子午儀ノ中心ヲ経過
スル子午線ヲ以テ経度ノ本初子午線トス
一 経度ハ本初子午線ヨリ已上

一號

明治二十一年一月一日ヨリ東經百三十五度ノ子午線ノ時ヲス

本邦一般 標榜 時定額 明治二十一年一月一日より之ヲ 實行ス

文部省

本初子午線並計時法審査委員申報

本初子午線並計時法審査委員申報
委員等謹々申報す曩ニ米國華盛頓府ニ於ニ開設
ナシ子午線公會ヘ本邦委員として出張し歸後上
呈セラ蒙池大麿洋意見書の旨趣委員等之を精宣
するニ書中要件とする所都ニセヒ條今其條を逐
々反覆審論し決議する所を左ニ開陳す
本初子午線を一定するの必要あるち萬國輿論ハ
歸する所ヨリ各國政府ニ於ニ既ニ之を公認
セリ事ハ先年華盛頓府ニ公會を開き一舉四
方之を證し得ベシを以テ委員等今更ヨキを殘す
ヨリ及バざるなり
次ニ何地の子午線を以テ本初子午線とすべきや
め後ニ於てハ公會ニ於ニ三ヶ國（フランス、ブランジ

以サンドミンゴヨ歛たる二十二ヶ國の多數子依
リ英國グリニッヂノ子午線を以テ萬國普通經度の
本初子午線と定むるの前ル適當アリトモ議決
セシ本後ハ斯ル如ク殆ト全會一致此決子成リト
スル此亦是ヨ由リテ萬國普通本初子午線ハ
一定セラヌベト認ムヲ得ベく又本邦子於ニ之
を採用する上ヨ訛き毫ル不便利之事行ムトア
を以テ今委員等ハ左ノ如ク決議セシ

グリニッヂ天文臺子午線の中心を経過する子
午線を以テ經度北至エ普通本初子午線とし
本邦子於ニル之を採用すべし

次子公會子於ニ議決シテ經度計算法ハ現
今行ハズ所統計算法ハリテ唯東經を正とし西

經を負ヒモニ事ト定めたる迄アリ而レテ其東經
を正とし西經を負トスルハ主ヒテ計算上の便
宜ニ生ヒムベシトアリテ本邦ニト採用するニ於
ニ毫ル差支行ハ事アリ依テ今委員等ハ左ノ如ク
決議セシ

經度ち本初子午線より起算シ東西各百八十
度ヨリ正リ東經を正とし西經を負トモベシ
次子普通日設宣ヒ事ハ世俗をレテ通常日普通日
ヨ依ラレム人トツユ非ずレテ唯其便宜ハ場合
易ち海外交通(電信郵便等)及ヒ學術上ニ用ひベシ
為ルルハ此亦是ヨ固ヨリ之ニ由リテ特殊比慶宣を
要モベキヨ行ハば而レテ萬國普通日設宣ヒ事ハ
極リト便宜比事ヨレシ且公會子於ニ議決シテ

普通日ハ蓋シ遼宜ある者は少くあきハ他日前述
の場合ニ於テふきを採用すべきか否此問題起
エ時之ヨリ本邦ニ於テハ斷然之を賛成すベシ事
と認め決定セラ是然ニベキ事あらんと決議セリ
次ニ天文日並ニ航海日め事ハ未だ決定せしもと雖
ミル本邦ニ於テ航海日も軍艦商船を問リバ一
般ニ美國ニ航海曆を用ひテ改以テ到底英國昂チ
グリニッテ天文臺ニ決定所を除シ外行マシ
キアリ天文日ハグリニッテルミニ依リトキハ少し
く不便あキニ非ざるを以テ歐米諸國天文家比照
稍一空すろを行つ方然ニベリと決議セリ

次ニ日本國中同一比標準時を設立セラヒ緊要か
3事ハ幕池大麓ニ意見書ニ於テ反手充分記述シ

テ明白ふリ委負等固より之を可決し速ニ裁定行
ラ人所と切小冀望也

次ニ本邦何地此時を以テ日本標準時と定むル比
前ノ便宜を滑ベキや注問題ニ於テル委久等考究
意見書ニ述ベシ即ち東經百三十五度ノ子午線
比平大陽時を採用セキハ現至正當とせり標準時
比平大陽時アラベキハ固より論あり百三十五度
比子午線ノ時を採用する理由左ヒムシ
歐米北諸國を見リ子美比グリニッテルニ於テ露ビア
ルコバニ於テムシ皆其國立天文臺行ニ地以時
を用ひテホナセリ其多府時ノ後つぞ是蓋一測
定上既便宜ニ依リ且全玉各地該地方時小於モノ
九キヒ大差あキを以テアリ

又北承汝如きハ國境東西ニ廣く實際全國同一時
標準時を用ひる故ニさるを以テ乃ち五個の標準
時を設立す而して其標準時を首府の時より引ク
ル行うべ又重ある天文臺の時より引クル行うモ
一ノ西經六十度、七十五度、九十度、百五度、百二十度、
此子午線の時即ちグリニッジ時と比較して得ル
四時、五時、六時、七時、八時間の差違有るル此依
リ北承ヨリ斯ムニ標準時を定ムヨリ古僅子
三四年来往事ニヨリ万々普通本初子午線及び普
通日設定議會ニ記録シテ以後此事あまハ
普通日時と簡単な關係を有し易ル便利アルトイ
ムベシ此度公會ニ於テ普通日時決定したる上ハ
歐洲各國ニ於クル漸次は理の基ニ標準時ニ改

正するニ至るべ一日本ヨリ百三十五度北子午
線の時を用ひテヨリノも即ち地理に基ケル
メタリノ且幸ニ此子午線を経と本假想中央(丹
波、久西、播磨の東部)を経過するを以テ易ル便宜
ふきばかり今若し東京の時をも日本全國子用
ふるトヒキ西端ニ在る地方ヒメキ其他地方時と
對比して殆ど一時間差違を生ト即ち十二時と
称セラル其实漸く十一時をサレく過ぎテヨリ經度
事とあるべ一之ニ反テ百三十五度北時と用ふ
リヨリ於てハ東ハ根室西ハ那霸の地方時と標準時と
の差僅ニ三十分内外ニ過ぎざるあり既ニ内務省
ニ於テ氣象觀測上ニハ東京の時を用ひずして西
京の時を依リテヨリ少ぬきル即ち此差減少うち

めふ爲あり故ニ本邦は地形を行ひて百三十五度
の時より最ル標準時とするよ適當ありとぞ
加之ほ時よりグリニッヂ時即ち普通時と比へて恰
ル九時間遅る事ありて以テ他日電信其他ニ普通時
を用ひるヨ至るとき普通時より一ノ日本標準時ニ
改等レ又標準時より一ノ普通時ニ改等を有ニ候
くル單ニ九時間比加減を要する事モテ極め
テ簡便あり然るヨ善レ東京ノムキ地時時を用ふ
るヨ於テハ各秒の端數を加減せざるべよりテ
其煩モレキト云ふべからん

然るヨはニ一熟此注意を要する事行ひ即ち電信
萬國公法中明治十二年英國龍勳府ニ於テ改定セ
し細目規則目第四條第七章ニ箇條あり曰く一國

中は諸局を總ニ一齊に時刻を用うべし其時刻を
首府を以テ中度と定ム現今本邦は電信局ニ於テ
皆東京時を用ひる如き寫ス之ヲ申づくあり然
キノリ改定細目規則中ニ掲ぐる所を以テル首府
該地方時を用ひるを要すとシムル行ひざるア
リ及ニ英國ニ於テハグリニッヂ時と用ひ又英國
蓋盛頤ニ於テもグリニッヂ時より五時遅き時を
用ひるが如き皆其首府の時より後よりヒヨウガ
リあり故ニ日本ニ於テ全國百三十五度の時を用
ひるヨ之を同監諸國ニ通知するヨ程とも規則上
然るヨ明治二十年此暦を元ニ推算を了リテ事
あきハ之を実行せんヨ明治二十一年を期す

の外行（さうちやく）と雖（もろ）も本年九月前（まへ）に決裁（けいさい）され
きる所（ところ）其改等上（じょう）に差支（さしつ）を生ずるを以て成（な）
べく速（はや）々裁可（さいがく）を行ひん事（こと）を要（もち）あり依（よ）る委負等
ハ左（さ）の如く決議（けいぎ）せり

本邦（ほんぽう）ニ於くハ東經百三十五度以子午線以平
大陽時を以て全國一般用ゆる標準時と定
め明治二十一年一月一日より之を実行せら
シ
次ニ一日を分り二十四時と爲一午前午後各區
別を廢（ほぞん）モベーとの事（こと）論理論上最ル正當此議ニ
そ且實際ニ於てノ頗る便宜の方法あるを以て既
ニ原國鐵道會社ニ於くハ私ニ之を施行せらル如
何せん萬國中未だ此方法を実施する國あきを以

テ暫く見合（あわせ）候（まつ）以外行（さうち）べらばと決議（けいぎ）せり

以上陳述する者即ち委員等が審論熟議して決議
所（ところ）あり而して今其要領を擧へましハ左（さ）以

第一項 グリニッヂ天文臺子午儀の中心を經過す
る子午線を以て經度凡萬國普通用初子午線
と一木邦ニ於くル之を採用せらるべき事
第二項 經度自本初子午線より起算し東西各百
八十度又至り東經を正とし西經を負とする
事

亥事

第三項 本邦ニ於くハ東經百三十五度以子午線以
時を以て全國一般用標準時と定め明治二十

一年一月一日より之を実行せらるべき事

第四項 普通日設定の事ハ他日之を要する場合

：臨にて各公會比議決を採用せらるゝ事
第五項 天文日ハ歐米天文家の花稍一室ありを
待ち航海日誌車も英國グリニッヂ天文臺に於
置キ接うるべき事

第一第二第三社三項ニ在シハ委員等は所見勅
令を以テ布告セラキテ然るべき事而りんと思惟
セリ但第三項が前述此意味行ヒとゞく布告は後
速ニ電信同墨各國へ通知セラキ人事を要セ

明治十九年六月七日

本初子午線並計時法審査委員

矢田堀 鴻

遞信省 大坪正慎

志田林三郎

農商務省 和田維四郎

寺尾 寿

文部省 菊池大麓

海軍省

磯野 健

肝白魚行

陸軍省

田坂席之助

内務省

荒井郁之助

文部大臣森有禮殿

文印二三号

明治十九年七月八日

内閣總理大臣

内閣

外務

大蔵

海軍

文部

農務

遞信

法制局長官

内閣

文部外五大臣連署請議本初子午線及計時
 法ノ件ヲ案スルニ曩ニ米國ニ於テ開設シタル
 本初子午線及計時法萬國公會ヘ派遣セラ
 レタル菊地大麓ヨリ差出候同會決議ニ開ス

ル意見書ヲ以テ本年三月中右關係ノ各省へ
訓令ノ上委員ヲ設ケ審査セシメ且本初子午
線経度計算方及標準時ヲ定ムルノ今日ニ必
要ナルハ勿論各大臣請議趣違當ト被存
候但勅令按三項ニ全國トアルハ内外ノ別不
分明ニ付之ヲ本邦ト改メ其他穩當ナラサル
字句修正ノ上公布相成可然ト認ム

勅令按

呈案自篆ノ通

主照

理科大學教授菊池大林儀奉初子午線並計時
法該空ノ為メ明治十七年考用若キ監視者上席
官設ヒ公害ノ妄宣トシテ詫多れ、成候實令設立
人滿次第、開港之意見書ニ蓋出本江戸審査上改改
就了。若併開港、請荷内野、陸軍、海軍、農商
事務所ノ五省ノ監視トノ間ニ該審査會吏役十選別
冊意見書ヲ添付申段乞開港係也

明治十五年三月十日

文部大臣林 奉禮

内閣修理官伊藤喜清又啟

宣示本又審重事員設置ノ儀付于ハ附之案件此
省一打合佐處部半異於舊之類、何也

諸議商語可シテ、而内政省外事局、訓令、シテ
請議商語可シテ、而内政省外事局、訓令、シテ

明治十九年三月廿二日

去十七年米國華盛頓政府於ヲ開設セし本邦事半總務
計時法寫國事半一審會トシテア善其事セシムハ上級議
院參議院ト同院之參議員高リ文部大臣に提出シタルノ開
係諸省、於ニ委員会リ出シ共ニシソ審議セシマケト被認可
方ノ、諸議商語可シテ、而内政省外事局、訓令、シテ
請議商語可シテ、而内政省外事局、訓令、シテ

校正 林 勝

三月廿四日

穀量^{斗升}授受ノ際一斗枡ヲ用ヒザルトキハ互ニ之ヲ拒ム
トヲ得ル者トス

農商務省令

穀量^{斗升}一斗以上ヲ授受スルノ際一斗枡ヲ用ヒザルト
キハ其授受者ニ於テ之ヲ拒ムコトヲ得